



平成16年 6月30日発行

発行者

社団法人 新潟県植物防疫協会

〒951-8133

新潟市川岸町三丁目21番地3

新潟県農業共済連内

☎025 (233) 2839 (直通)

FAX 025 (233) 8018

平成16年度 植物防疫協会の事業紹介

本協会の第43回通常総会は、去る3月19日、新潟市信濃川会館において開催され、平成16年度事業計画及び収支予算を決定しました。

近年、食の安全に対する消費者の関心が高まる中で、農業に頼らない実践事例も増える傾向にありますが、生産現場においては、安定生産や品質の向上、コストの低減など多くの課題を抱えている中で、化学農薬に依拠せざるを得ない現実的問題と、食の安定供給面での農薬の果たしている重要な役割があります。

一方、農業の持続的な発展を図るため、環境への負荷の低減を図るとともに、食の安全を確保するため、農業生産における農薬の適正使用が強く求められています。本協会ではこうした点をふまえ、効果的で安全かつ低コスト防除など多様なニーズに対応した植物防疫事業の円滑な推進のため次の事項について重点的に進めます。

1 委託試験事業

本県の立地条件に適合した農薬の開発に資するため、(社)日本植物防疫協会及び(財)日本植物調節剤研究協会、(社)農林水産航空協会等から新しい農薬の効果や薬害などについての試験を受託し、各試験研究機関の協力の下で実施します。試験成績は新農薬の登録資料に供されるとともに、本県における適応性を検討する資料になります。本年度も219件の委託試験の実施が見込まれています。

2 農薬実証ほ設置事業

新しく登録された農薬について、各地域において防除効果などを実証して効果的防除の推進に資するとともに、実証成績を県病害虫防除指針に反映して適正な農薬の普及を図るため、農業改良普及センターの協力のもとで設置します。

「殺菌殺虫剤」は33剤、「除草剤」は13剤の合計46剤について、県内86カ所で実証します。実証成績は成績検討会で評価され活用されますが、平成15年度実証剤から50農薬が、平成16年度病害虫雑草防除指針に採用されました。

3 航空防除事業

本年度の水稻航空防除は、33市町村で前年より15,000ha少ない延べ51,489haが計画されています。また大型無人ヘリによる防除も大豆防除を含め15年度より1,200ha多い7,255haが計画されています。省力や低コスト化の要請に応えながら、安全確保を最優先し地域住民の理解促進を図ります。

《主な内容》

1. 平成16年度植物防疫協会の事業紹介…………… 1
2. 人類の敵か見方か、遺伝子組換え農作物 …… 2
3. ブドウ晩腐病の発生生態と防除対策…………… 3
4. 防除所通信 新体制における活動方針…………… 4
5. 平成16年度水稻病害虫地域発生予察
強化事業計画について …… 5
6. 平成16年度航空防除事業の実施について…… 6



ブドウ晩腐病 (関連記事3頁)

運行ダイヤ等の調整については、本年も関係団体等との綿密な連携のもと適切を期してまいりますので、無事故で円滑に事業が推進されるようご協力をお願いします。

4 コスメティック・ペストの被害実態調査事業

農作物の外観を損なう病害虫を一般的にコスメティック・ペストと呼ばれていますが、これらの病害虫防除に対し農薬を使うことについて生産・消費両面から様々な議論があります。(社)日本植物防疫協会では、全国的に主要農作物について今年度よりその実態調査を委託事業として開始し、本県においては「かきのチャノキイロアザミウマ」と「ネギのさび病」で取り組みます。それぞれ果樹振興協会、全農新潟県本部が実施主体となり、産地農協と協力して2カ年継続で調査を行います。今後実施県の中から、得られた収穫物及び調査結果について、生産・流通関係者等を交えた現地検討会も予定されています。

5 防除活動事業

各病害虫防除協議会の活動を助長するため活動費助成を行い、地域課題解決のため協力します。また「県病害虫雑草防除指針」及び「病害虫原色図鑑(1~3巻)」を発行、頒布しますので、本年度もご利用下さるようお願いします。

6 農薬管理指導士(認定・資質向上)研修事業

県から委託されている農薬管理指導士研修会を関係団体のご協力のもとで実施します。平成15年度現在の認定者は3,440人になり、農薬の適正管理と安全使用の推進に大きな役割を担っています。本年度も新認定者の推薦、研修会の参加などにご協力をお願いします。(植物防疫協会 事務局)

人類の敵か見方か、遺伝子組換え農作物

最近、豆腐や納豆のパッケージを見ると「遺伝子組換え大豆は使用していません」という表示をよく見かけます。平成13年度の改正JAS法によって、遺伝子組換え生物（GMO）を原材料として5%以上含む食品はその表示が義務づけられました。しかし、「……使用していません」はこれを逆手に取ったメーカー側の「売り文句」で、使用していない場合の表示義務は特にないのです。

◆GMOとは何ぞや

豆腐や納豆のパッケージに表示されている遺伝子組換え大豆とは、いったいどのようなサイズなのでしょう。その前に、まず遺伝子組換え植物について軽くふれておきましょう。1983年、米国のモンサント社とドイツのマックスプランク研究所は、植物病原菌の一種アグロバクテリウム菌を用いた植物の形質転換に世界で初めて成功しました。アグロバクテリウム菌が植物に感染する時、植物体内で良い生活環境を得るために自身の遺伝子の一部を植物遺伝子内に挿入します。感染した植物の遺伝子の一部は菌の遺伝子で組換えられ、菌の遺伝子を発現し、がんしゅと呼ばれるこぶを形成します。そこでこの仕組みを利用し、こぶを作る遺伝子を人工的に有用な遺伝子に置き換え、植物に感染させてやると目的の遺伝子をもった植物を作ることができました。

さて、話を戻します。この組換え技術を利用し、モンサント社は自社で販売している除草剤「ラウンドアップ」に対する抵抗性遺伝子をサイズに導入し、除草剤抵抗性サイズを開発しました。除草剤「ラウンドアップ」は非選択性なので、通常これを散布すると雑草だけでなく作物まで枯らしてしまうのですが、この組換えサイズは全く枯れません。このサイズは少ない除草剤散布回数で確実に除草できると、不耕起栽培が可能となることで、農家の作業量や農薬使用量軽減を可能にしました。この組換えサイズの米国におけるシェアは、今ではおよそ7割にも達しているといわれています。

◆GMO先進国の思惑

その後モンサント社は、ワタ、ナタネ、てんさい等に次々と除草剤耐性遺伝子を導入した組換え品種を作出しています。さらにモンサント社は、植物の遺伝子組換えに関する特許をもつ企業を次々と買収し、遺伝子組換え種子の9割近くを独占するに至っています。米国が組換え農作物を強力に売り込む背景には、これらの政治的な理由も背景にあると考えられます。すなわち、種苗そのものだけでなく特許権を含めてトータルに種苗、農薬市場をリードしようという思惑があるようです。一方、日本においては旧農林水産省の研究機関や一部民間企業を中心に同様の研究開発に取り組んできましたが、特許の問題もあり苦しい戦いを強いられています。

◆GMO論争、果たしてどちらに転ぶ？

日本国内では、GMOについてまだ十分な議論がされておらず、感情的な部分が先行してしまい消費者に拒絶されている状態です。ただ、こうなってしまった背景には、研究者、開発者たちが、GMOのメリット・デメリットをきちんとあげ、消費者に正確に伝えなかったことが原因のひとつと考えられます。また、GMOの環境への影響など解

決すべき問題は山積しているもので、今は一般圃場で栽培すべきではないでしょう。一方、GMO反対派は健康と環境への影響を2本柱として議論を展開していますが、必ずしも科学的根拠に基づいているわけではありません。現に、GMOを食べ続けたときの長期的な健康への悪影響を懸念していますが、例えば広く利用されている農薬、医薬、食品添加物などは使用したり摂取し続けて30年、40年後の影響まで調べているわけではありません。また、導入遺伝子が内在遺伝子と相互作用して予測不可能な自体が起こりうると危険性も指摘されていますが、従来育種法で育成された品種についてはいずれもチェックされているわけではありません。

◆おわりに

最近、北海道、茨城県に続き岩手県でも一般圃場におけるGMO栽培規制が敷かれようとしており、組換えにとっては逆風が強くなっています。これは、GMOが一般に認められていない現状では当然の動きであると考えられますが、一部ではその研究・開発すら規制の対象に望む声もあります。しかし、遺伝子組換え技術そのものは育種期間の短縮や交雑不可能な種の壁の超越など従来育種に比べ大きなメリットがあり、日本国内はともかく食糧不足の発展途上国を救うことができるかもしれない技術です。現に米国以外では中国、アルゼンチンなど食糧に不安を抱える国々では積極的にGMOを取り入れています。国内では、機が熟するまでまだまだ時間がかかりそうですが、試験研究・開発の分野で技術立国「ニッポン」を再アピールし、これによる国際貢献もあるのではないのでしょうか。

(作物研究センター栽培科 黒田智久)

植防一口メモ

上越地域のラノーテープ導入状況とその効果

JAえちご上越の直江津施設園芸部会(会員11名)は、主に半促成トマト+抑制きゅうりの作型で、地産地消型の産地活動を展開しています。

消費者ニーズの食の安全・安心志向が高まる中で、地元の量販店と化学合成農薬の使用を極力減らした中玉トマトの契約栽培を行う会員1人と、トマトを通じて消費者と顔の見える直接販売に力を注ぐ会員1人が、昨年よりラノーテープを導入しました。

栽培契約会員は授粉作業の省力化を目的に花粉媒介にマルハナバチを使用するため、殺虫剤の使用をできるだけ控え、化学合成農薬散布回数を削減することが大きな課題となっていました。ラノーテープは殺虫剤を含んだ黄色テープで、コナジラミ類成虫が黄色に誘引される性質を利用した防除法です。昨年、栽培初期からラノーテープをトマト茎頂上に張って使用したところ、長期間オンシツコナジラミの発生が抑制され、その結果すす病の発生もなく、卓越した防除効果をあげました。

ラノーテープは、散布剤でないのでトマトに農薬が残留する心配がなく、人畜はもちろん、マルハナバチや天敵に対しても安全であり、トマト茎頂上にテープを張るだけで農薬の削減や、薬剤散布労力の軽減につながることから、導入者にたいへん喜ばれています。

(中頸城農業改良普及センター 長谷川雅明)

ブドウ晩腐病の発生生態と防除対策

1. はじめに

昨年は、ナシ黒星病、ブドウ晩腐病、ブドウ褐斑病およびモモセン孔細菌病の発生が多かった。特にここ数年、ブドウ晩腐病が県内各地の栽培圃場で見られ、被害が年々拡大している。本年も越冬伝染源量が多いと推定され、晩腐病の発生に対し注意が必要であるため、以下に発生生態および防除対策について述べる。

2. ブドウ晩腐病の病徴および発生生態

1) 病 徴

果実、花雷、葉、枝、巻きひげなどに感染し、果実、花雷および葉に発病するが、実被害としては成熟果実の腐敗が最も大きい。果実では、初めは淡褐色、円形の斑点を生じる。やがて、藻状あるいは扇状に拡大し、果粒の半面以上を覆うようになる。この時期になると病斑の表面に黒色の小粒点を密生し、ここに鮭肉色の粘質の胞子塊を生ずる。

2) 病 原 菌

Glomerella cingulata (糸状菌；子のう菌類)

3) 発生生態

病原菌の越冬は、結果母枝、巻きひげなどで菌糸の状態で見られ、翌年の伝染源となる。これらの越冬部位に降雨により水分を得ると胞子形成が起こる。胞子形成期間は、5月～10月頃まで長期にわたるが、6～7月頃の梅雨期に最も盛んに胞子形成が起こる。胞子は降雨によって飛散し、新梢や葉、果実に感染する。また、開花前の花雷が発病し、同部位が果実への二次伝染源となる。胞子は、果実に付着すると数時間で発芽し侵入する。果実発病は、酒石酸量に深く関係し、幼果期では酸が多いため発病することなく、減酸期頃から病原菌の活動が盛んとなり発病する。熟果は、酸濃度が低く糖濃度が高く、さらにこの時期の気温は菌糸の生育適温期でもあるため、感染後3～5日には発病する。

3. 防除対策

本病は、薬剤防除のみでは十分な防除効果が認められないため、耕種的防除を組み合わせ合わせた総合防除を実施する。

1) 伝染源の除去

罹病結果母枝および巻きひげ等の伝染源を除去する。

2) 適正な樹体管理

通風、日照条件を良好にするために、密植をさげ、樹冠を広げ、棚を明るくする。排水不良園では、排水対策を徹底する。

3) 笠かけ、袋かけの早期実施

笠かけおよび袋かけを可能な限り早めに実施する。ま

た、袋かけは降雨等で果房が濡れた状態で行うと発病を助長するため、必ず果房が乾いてから行う。

4) 薬剤防除

本病は初期防除を徹底する。休眠期にベフラン液剤またはホームマイコート散布する。また、5月以降～梅雨期間にかけて胞子の飛散が多いため、落花直後、果粒小豆大期、果粒大豆大期に効果の高いメトキシアクリレート系剤（ストロビー、アミスター）を散布する。果粒大豆大期を過ぎて散布すると顆粒に汚れ（花粉溶脱）を生じるので、散布時期を必ず守る。また、農薬登録の有無の確認および安全使用基準を遵守し、雨前散布を励行し、十分量の薬剤を散布むらがないように果房を中心に、棚上にも散布する。

5) 適期収穫の実施

果実が成熟するほど発生が増加するので、着色が遅れないよう果房数を制限し、できるだけ早く収穫する。

(園芸研究センター環境科 棚橋 恵)

果樹病害虫防除ハンドブックの紹介 (その上手な使い方)

本誌の役割を十分理解してもらうことが大切であり、それが上手な使い方につながるので、次に掲げる項目について再確認をしていただきたい。

* **農薬の安全使用** 注意事項の農薬も含め使用基準（総使用回数・収穫前日数など）に配慮して作成されている。これに準ずることで、使用基準が守られる。

* **散布時期は生育ステージを目安に** 散布時期は、県下の中間地域での平年の生育を基に「旬別」と、「生育ステージ」で表示されている。近年は温暖化などにより生育が大きくズレることがあるので、散布にあたっては、生育ステージや、病害虫の発生状況に重点をおいて行う。

* **病害虫発生状況を踏まえて** ほ場での発生状況に注意する。特異的な発生を示す病害虫については、注意事項欄を参考にしてほしい。

* **防除の基本は本欄を** 調合量は100㎡あたりの薬量を示してあるので散布量に合わせて決める。

* **本誌掲載薬剤の使用基準** 品目別に使用収穫前日数や使用回数が示してある。

* **農薬の危被害防止** 危害防止上の注意事項が記載してあるので、再確認し、不慮の事故が起きないように注意が大切。

(新潟県果樹振興協会 清野福男)

防除所通信

新体制における活動方針

病害虫防除所は、昭和27年に県下16カ所に設置され、昭和45年に上越支庁、佐渡支庁及び新設の農政事務所に併設され今日まで至ってきました。

新潟県は、平成16年度機構改革の一環として、地域住民のニーズに直接対応できる地域振興局を佐渡地域振興局に次いで、新たに県内9地域で4月1日からスタートしました。

このため、従前から県内6農政事務所内に設置されておりました病害虫防除所が一体化され、長岡市長倉町に県内を統括する本所を置き、聖籠町に下越駐在所が、また佐渡市に佐渡駐在所を配置し、各々活動を展開しております。

【平成16年度新潟県植物防疫事業推進計画】

(抜粋)

病害虫による農作物の被害を防止し、商品性の高い安全な農作物を効率的に生産するため、関係機関と連携のうえ、病害虫防除所を中核として「新潟県農作物有害動植物防除実施要綱」に基づき植物防疫事業を推進します。

発生予察事業の強化・推進を図るとともに、的確な発生予察情報を迅速に提供することに努め、また推進資料として効果的かつ効率的な防除の推進を図ります。

農薬の使用に当たっては、「新潟県農作物病害虫雑草防除指針」に基づき、農薬の適正使用の推進を図るとともに、安全使用対策を一層徹底し、危被害の未然防止の推進に努め、環境保全型農業の推進を同時に図りつつ、効果的な植物防疫事業を推進致します。

【病害虫発生予察事業】

「新潟県農作物有害動植物発生予察事業実施要綱及び同要領」に基づき指定病害虫の発生を的確に把握し、発生予察情報を迅速に周知し、適正で効果的な防除を推進します。

【病害虫防除事業】

「新潟県農作物病害虫雑草防除指針」に従い、必要最小限の薬剤防除となるよう発生予察に基づいた効率的な防除を推進致します。

航空防除は地上防除との調和を図り、効率的で確実な防除を推進します。

また、防除実施計画は、病害虫防除所の指導により市町村病害虫防除協議会や関係機関でよく協議するとともに、防除の重要性や安全対策を地域住民に啓発し、関係者が協力して円滑な防除を推進致します。

【農薬の安全対策事業】

農薬の安全使用と危被害防止対策を図るため、「新潟県農作物病害虫雑草防除指針」に基づき、農薬の適正指導を致します。

水質汚濁性農薬の使用による人畜、水産動植物等の危被害や公共用水域の水質汚濁防止を図るため、農薬取締法、水質汚濁防止法及び新潟県水質汚濁性農薬使用指導要領に基づき水質汚濁性農薬や魚毒の強い農薬の使用規制及び「新潟県農作物病害虫雑草防除指針」に基づき除草剤が適正使用されるよう徹底的な指導を行います。

また、合成ピレスロイド系農薬及びモリネート剤の適正使用による蚕毒・魚毒事故防止のため、流通段階での販売自主規制に伴う適切な代替え防除法等の指導を行います。

新潟県病害虫防除所

〒940-0826 長岡市長倉町857(農業総合研究所内)
TEL: 0258(35)0867及び0868
FAX: 0258(35)7445
職員数: 9人

◆下越駐在所

〒957-0111 北蒲原郡聖籠町大字真野宇井戸島177
(園芸研究センター内)
TEL: 0254(27)5518(FAX兼用)
職員数: 2人

◆佐渡駐在所

〒952-1211 佐渡市中興684
(佐渡地域振興局農林水産振興部内)
TEL: 0259(63)3185
FAX: 0259(63)4386
職員数: 1人

(病害虫防除所 井上勝保)

平成16年度水稲病害虫地域発生予察 強化事業計画について

新たな米政策が今年度から始まり、「売れる米づくり」に向けて一層の品質向上が求められています。

また、消費者の食に対する「安全・安心志向」が高まり、農薬の安全使用が強く求められています。

昨年はいもち病が10年ぶりに多発生しました。害虫では、カメムシ類斑点米が「新潟米」の品質を低下させる主な原因となっていることもあり、高品質な農産物を安定的に生産するためには、適切な病害虫防除が必要不可欠です。

このような情勢の中、病害虫の発生実態を把握し、必要最小限の防除を効率的に実施するために病害虫発生予察調査は重要な調査となっています。

NOSAIが実施している病害虫地域予察強化事業は、NOSAIが委嘱する農家調査員と病害虫防除員が実施する抽出調査を一本化し、調査制度の向上が図られています。

現在では、地域の防除要否の判断、農薬選定をする上で必要不可欠な事業として定着しています。

本事業の推進に対し御指導いただいております関係機関・農業者の皆様方に深く感謝申し上げます。

以下、平成16年度の水稲病害虫地域予察強化事業計画がまとまりましたので、その概要をお知らせします。

1 計画概要

- (1) NOSAIが中心となり粟島浦村を除く全市町村で実施します。
- (2) 予察調査員の実出勤人員は県合計1,352名でそのうち農業者が1/3ほどを占めております。また、調査員の中に女性調査員が25名含まれています。(表—1)
- (3) 調査回数は、1市町村平均6.5回で、実調査地点数は県合計3,529地点、1地点がカバーする平均面積は28ヘクタールとなっています。
- (4) 調査経費総額は、約2,621万円で約7割が農家調査員の日当・ほ場借り上げ料に当てられています。これは、農家自らが調査を行うことで予察と防除に関する

意識の啓発を促すことも目的としている本事業の特徴でもあります。NOSAI新潟はこのうち約870万円の助成を計画しています。

- (5) 調査対象病害虫は、いもち病、枯枯病、ニカメイチュウ、ツマグロヨコバイ、イネミズゾウムシ、ドロオイムシなどの害虫は地域の実態に沿ったものとなっています。

2 調査データの活用等

各地域で、調査関係者が調査終了後協議し、総意として防除の要否を判断し、これを情報としてすみやかに伝達するようにしています。全農家へのチラシ配布、有線放送、広報車、テレホンサービス、ホームページなどです。また、調査ほ場に掲示版を設置し、情報を提供している地域もあります。

情報の内容は病害虫の発生状況・防除の適期・防除の実施要否などです。昨年は調査結果から2市町でニカメイチュウなどの防除の中止、1町村で薬剤変更、6町でいもち病、カメムシ類などの緊急防除をそれぞれ実施いたしました。

近年、環境への負荷の軽減、農産物の販売戦略などから防除体系を見直す動きがあります。天候の影響や局地的に多発する病害虫もあり予察調査結果から緊急防除が必要になることも予想され、緊急防除体制を維持・構築していくことが必要です。

今後とも本事業が所期の目的を達成できますよう県及び関係機関の御指導をよろしくお願いいたします。

高品質な農産物の安定生産を支援するため、低コストで安全・安心な防除を実施しNOSAIが地域の損害防止センターとして、機能を発揮し事業に取り組む所存ですので、関係各位の一層の御支援をお願い申し上げます。

(NOSAI新潟 吉田 昭博)

平成16年度病害虫地域予察強化事業実施計画（水稲）

項目 組合	病害虫地域予察調査員の設置状況（実）									調査概要						1地点 当り面 積
	市町村	JA	NOSAI	農業者	普及センター	防除所	その他	計	ポイント 調査員	平均 回数	平均地 点数	延地点 数	延調査 員数	左の内 農業者	補助対象 費総額	
県計	194	340	240	444	110	1	21	1,352	25	6.5	34.8	24,854	8,293	2,346	26,193,040	28
1市町村 平均	1.8	3.2	2.2	4.1	1	0	0.2	12.6	0.2	-	-	232.3	77.5	21.9	244,795	-
前年実績	220	342	251	429	128	2	33	1,405	19	5.6	33.5	23,799	7,176	1,810	22,361,769	29

平成16年度航空防除事業の実施について

航空防除は、効率的、かつ効果の安定した防除方法として定着しています。しかし、近年、消費者・地域住民等からは「食への安全・安心」、「環境保全」、「航空防除事業や農薬の使用」等に対して強い関心が寄せられるようになってきました。そのため、航空防除事業の実施には、安全対策の徹底と農産物に対する安全性確保がより重要になってきています。

1 事業計画について

本県における平成16年度の水稲を対象とした航空防除事業は、33市町村で延べ面積51,489haが計画されています。今年度は、西蒲原郡における事業の中止や散布回数の減少等により、前年度の実績対比で、3町村、延べ面積15,139haの減少となっています。

減少の主な理由は、防除体制の変更、近年の病害虫の発生状況に基づく防除回数の見直し、危被害防止対策に基づく散布除外地の設定等となっています。

今年度の航空防除事業計画と前年度実績の比較

	H15年度 (実績)	H16年度 (計画)	増 減
市町村数	43	33	-10
面積(ha)	66,628	51,489	-15,139

※市町村数の減少には市町村合併によるものも含む(実質：3町村の事業中止)

2 事業実施方針と安全対策について

航空防除事業は、地域住民等からの理解と協力を得た上で実施することが基本であり、そのため「農林水産航空事業実施ガイドライン」や「新潟県航空防除安全対策事業要領」等に基づき、適切な事業計画の策定と、安全対策の徹底による事故防止を図っています。

また、県では毎年度「新潟県航空防除事業実施方針」を示しています。今年度は、①安全対策の徹底、②関係機関・地域住民等への周知徹底、③病害虫発生予察に基づく必要最小限の防除の実施、④有機栽培ほ場や他作物栽培ほ場への農薬飛散防止対策の徹底、の4つを重点推進事項に掲げていますが、これら「平成16年度重点推進事項」に基づく安全対策上の留意点を下記に示しました。県では、事業計画・安全対策の再点検及びその徹底を図り、事故のない事業運営を推進していきます。

(1) 安全対策の徹底

- ① 散布予定区域内の有機・他作物の作付状況と、散布除外区域・危険箇所等の再点検
- ② 現状に合わせた図面を準備するとともに、パイロットと十分な打ち合わせの実施

- ③ 事業実施後における事故等の発生確認
- (2) 関係機関・地域住民への周知徹底
 - ① 地域住民や関係機関等に対する実施内容や、事業に対する問い合わせ先の周知徹底
 - ② 日程変更時における迅速・確実な情報提供と、通知内容等の伝達確認
 - (3) 病害虫発生予察に基づく必要最小限の防除の実施
 - ① 県の定める要防除水準等に基づく必要最小限の防除の実施
 - (4) 有機栽培ほ場や他作物栽培ほ場への農薬飛散防止対策の徹底
 - ① 有機・他作物栽培ほ場の位置、その栽培者の意向と事業実施に対する合意確認
 - ② 適切な散布区域の設定や飛散防止対策の徹底
 - ③ 農薬飛散が発生した場合における当該作物の安全性確保

最後に、本年度も安全な航空防除事業を実践していくため、実施主体においては、事前の再点検等、安全対策の徹底をお願いします。
(農産園芸課 西土恒二)

「新潟県農業総合研究所公開デー」のお知らせ

○作物研究センター

- 1 日 時 平成16年7月27日(火)
9:00~15:00
- 2 場 所 長岡市長倉町857
- 3 見どころ ●試験圃場案内
●研究成果パネル説明
●「ミニ講演会」
●実験体験
●農産物即売会ほか
- 4 問い合わせ先
新潟県農業総合研究所特別案内デー事務局
TEL 0258 (35) 0047

○園芸研究センター

- 1 日 時 平成16年8月24日(火)
9:30~16:00
- 2 場 所 聖籠町大字真野177
- 3 見どころ ●研究圃場、施設案内
●研究成果パネル展示
●園芸相談
●直売コーナーほか
- 4 問い合わせ先
園芸研究センター総務課
TEL 0254 (27) 5555